

第142回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和7年3月11日（火） 13時30分から16時20分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第2会議室

3 出席委員：7名中6名

4 概 要：

(1)「(仮称) ザグザグ高松屋島店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：騒音予測について、住宅が近接している敷地南側は基準値を下回っているがギリギリの数値である。騒音は事前の対策が重要なので、10km/h 徐行及びアイドリングストップを促す看板をもっと大きく、分かりやすくした方が良いのではないか。

届出者：看板サイズや設置枚数について検討する。

委 員：従業員には10km/h 徐行を教育して徹底させるとのことだが、徐行を忘れることもあると思うので、従業員駐車場に看板等を設置する方が徹底できると思う。

委 員：場内の「徐行」の路面標示を「10km/h」の表記に変え、従業員駐車場にもこの路面標示をしていただくのはどうか。

届出者：わかりました。

委 員：駐輪場 No. 2、No. 3 への来客動線はどのように考えているか。

届出者：駐輪場は市の附置義務規定に基づき70台設置するが、既存店の利用実態から駐輪場 No. 1 の24台で十分足りると考えている。駐輪場 No. 2 と No. 3 はほとんど利用されないと思うが、店舗入口付近に設置する駐輪場の案内看板を見てご利用いただくことになると思う。

委 員：利用が想定されない位置に駐輪場を設置するのは適切ではないと思う。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・10km/h 徐行及びアイドリングストップを促す看板を大きく分かりやすいものにするとともに、駐車場南側における看板表示を1か所増やすこと。
- ・徐行を促す路面標示の表記を「徐行」から「10km/h」に変更するとともに、従業員駐車場にも徐行を促す路面標示を行うこと。
- ・駐輪場 No. 2 及び No. 3 が適切に利用されるような方策をたてること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2)「(仮称) スーパーセンタートライアル三豊店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：夜間の駐車場一部利用制限の周知看板について、図面の看板案では利用制限の範囲が分かりにくい。利用者が分かりやすいように見直しが必要ではないか。

届出者：図面の看板案は届出段階のものであり、もう少し精査が必要と考えているので、分かりやすいものになるよう検討する。

委員：駐車場の利用制限区域の周知は看板のみでは難しい気がするので、路面の色を変える等して区域を分かるようにする方がいいと思う。

届出者：今から路面の色を変えられるかは確認してみる。あわせて、店舗の風除室に利用制限に関する掲示を行う等、追加の対策についても検討する。

委員：住民説明会の意見にもあるように、一番気になるのは来退店経路である。届出書には折込チラシ等に案内経路を掲載し来退店経路を周知するとあるが、その予定か。

届出者：チラシ掲載については検討中である。

委員：チラシ等の事前案内を徹底しないと左折入出庫を前提としたこの経路で来退店してくれないと思うので、その対応はしっかりとお願いしたい。その上で、来退店経路を通らない車両がいた場合には、事故及び渋滞を防止するための対策をとっていただくのが筋かと思う。

届出者：わかりました。

委員：出入口1及び2における右折入出庫をどこまで防止できるかと、来退店経路をどこまで徹底できるかだと思うが、説明を聞いていると、来退店経路を設定はしているが、あまり徹底することを考えていないように聞こえた。来退店経路を徹底するため、例えば店舗に至るまでの各所に誘導看板を設置する等の計画はあるか。

届出者：誘導看板を設置する計画である。

委員：丸亀店では多くの場所に誘導看板が設置されており、来退店経路の徹底がされていたと思われるので、今回も同じようなかたちで、来客にできる限り来退店経路を守っていただき、右折入出庫が無いように対策していただきたい。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・夜間の駐車場利用制限区域について利用者に分かりやすいような配慮をすること。
- ・案内経路に従って来退店できるよう、誘導看板を適切な場所に設置すること。
- ・関係機関と協議の上、開店までに店舗北側道路にポストコーンを設置すること。
- ・交通誘導員を常時配置すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって、徹底して必ず対応すること。

(以上)